

## ○地方財政の歳入分類

| 区 分               | 内 容                                                                |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 町 税               | 町民税(個人・法人)・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税特別土地保有税などの法定普通税と、入湯税・都市計画税などの目的税などがある。 |
| 地 方 譲 与 税         | 国が国税として徴収し、一定の基準によって町に譲与される。                                       |
| 地方揮発油譲与税          | ガソリン税の徴収金をその財源とし、県及び町に交付される。平成21年度より地方道路譲与税の一般財源化に伴い地方揮発油譲与税となる。   |
| 自動車重量譲与税          | 国税として徴収される自動車重量税の収入額の一部を、県を通じて町の道路財源として譲与される。                      |
| 利 子 割 交 付 金       | 県に納入された利子割額から、利子割交付金として交付される。                                      |
| 配 当 割 交 付 金       | 平成16年度から創設され、県の配当割収入額から、配当割交付金として交付される。                            |
| 株式等譲渡所得割交付金       | 平成16年度から創設され、県の株式等譲渡所得割収入額から、株式等譲渡所得割交付金として交付される。                  |
| 地 方 消 費 税 交 付 金   | 県に納入された地方消費税収入額から、地方消費税交付金として交付される。                                |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 県に納付された自動車取得税から交付される。                                              |
| 地 方 特 例 交 付 金     | 住宅借入金等特別税額控除による減収分の補てんとして交付される。                                    |
| 地 方 交 付 税         | すべての地方公共団体に対して、それぞれの財政需要に即して必要な財源を確保するために、地方公共団体の財政調整制度として交付される。   |
| 交通安全対策特別交付金       | 現下の激増する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に要する経費に充てるため交付される。   |
| 分 担 金 及 び 負 担 金   | 町が特定の事業を行う場合、その必要な費用に充てるため受益者から全部または一部を徴収する。                       |
| 国 庫 支 出 金         | 特定の事業を達成するために、その事業を実施することを条件に国から交付される。                             |
| 県 支 出 金           | 国庫支出金と同じ目的で県から交付される。                                               |
| 財 産 収 入           | 町が有する財産を貸付け、売払い等により生じた収入をいう。                                       |
| 寄 附 金             | 寄附による収入をいう。                                                        |
| 繰 入 金             | 繰入金は、一般会計、他の特別会計及び基金の間において、相互に資金運用すること。                            |
| 繰 越 金             | 各会計年度で剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に入れる。                                       |
| 諸 収 入             | 収入の性質によっては、いずれの収入科目にも組み入れることのできない場合の収入を、諸収入に受け入れることになる。            |
| 町 債               | 町が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいう。地方債を起すことを起債という。       |

## ○地方財政の歳出分類

### <目的別分類>

地方公共団体の経費を行政目的によって区分する方法で、この分類を見ることによって、どのような行政分野に力を入れているのかを知ることができます。

| 区 分         | 内 容                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 議 会 費       | 議会運営のための必要な経費。                                               |
| 総 務 費       | 行政共通事務費、庁舎維持管理費、企画費、徴税费など。                                   |
| 民 生 費       | 社会福祉、老人福祉、児童福祉（保育園など）のための経費など。                               |
| 衛 生 費       | 保健衛生などに関する経費や、ごみなどの収集・処理に関する経費など。                            |
| 労 働 費       | 働く婦人の家運営費など。                                                 |
| 農 林 水 産 業 費 | 農業生産の基盤整備や普及のための経費など。                                        |
| 商 工 費       | 地域の商工業を振興するために使われる経費。                                        |
| 土 木 費       | 道路、河川、住宅、都市計画などの公共施設の建設や整備、維持管理を行うための経費。                     |
| 消 防 費       | 消防・防災に関する経費。                                                 |
| 教 育 費       | 小学校、中学校に関する経費や、公民館、図書館など社会教育に関する経費、温水プール、体育館などの体育振興に関する経費など。 |

### <性質別分類>

地方公共団体の経費を経済的性質を基準として分類することで、財政運営の健全性や弾力性を分析するために適しています。

| 区 分           | 内 容                                          |
|---------------|----------------------------------------------|
| 人 件 費         | 委員の報酬、議員報酬、職員の給与など。                          |
| 扶 助 費         | 社会保障制度の一環として、児童、老人、心身障害者などを援助するために使用する経費。    |
| 公 債 費         | 地方債の元利払いや借入金の利払いに使用する経費。                     |
| 物 件 費         | 消耗品や備品購入、旅費、役務費等の消費的経費。賃金や委託料なども、この物件費に含まれる。 |
| 維 持 補 修 費     | 公共施設や設備等の修繕や補修にかかる経費。                        |
| 補 助 費 等       | 報償費、保険料、各種事業や団体への補助金や負担金などの経費。               |
| 普 通 建 設 事 業 費 | 道路、学校、庁舎等、公共施設の建設などに使用する経費。                  |
| 積 立 金         | 特定目的のために財産を維持したり、基金として資金を積み立てるための経費。         |
| 繰 出 金         | 他会計や基金への支出。                                  |
| 投 資 及 び 出 資 金 | 財団法人などへの出資などのための経費。                          |